

第45号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第25条 第28条）」を「第5章 インターネットの利
用による有害情報の閲覧等の防止（第25条）」に、「第6章 雑則（第26条 第29
条）」に、「第6章」を「第7章」に、

「第29条 第31条」を「第30条 第32条」に改める。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた図書類

第20条第3項中「（書籍及び雑誌を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第31条中「第29条」を「第30条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とする。

第29条第4項第4号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「第6条第1項」の次に「若しくは第2項第3号」を加え、同条を第27条とする。

第25条第1項中「第6条第1項」の次に「若しくは第2項第3号」を加え、同条第3項中「第6条第2項各号」を「第6条第2項第1号若しくは第2号」に改め、同条を第26条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項に1号を加える改正規定、第20条第3項の改正規定、第25条の改正規定（同条を第26条とする部分を除く。）及び第26条の改正規定（同条を第27条とする部分を除く。）は平成19年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項第3号に規定する団体の指定及びこれに関し必要な行為は、平成19年7月1日前においても、改正後の条例第26条及び第27条の規定の例により行うことができる。